

◎佐賀県条例第20号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例（昭和45年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
事業名	徴収率	支払期間		利率	事業名	徴収率	支払期間		利率
		据置期間	徴収期間				据置期間	徴収期間	
国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略				国営かんがい排水事業筑後川下流白石地区（国営市町村特別申請事業）	略			
					<u>国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区</u>	<u>100分の24</u>	<u>2年</u>	<u>15年</u>	<u>国債の利率を基礎として農林水産大臣が定める率</u>
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。